

シンジケート・ローンにおけるアレンジャーの法的責任

鬼頭俊泰（日本大学）

本研究は、シンジケート・ローン（Syndicate Loan：以下「シ・ローン」という。）におけるアレンジャー（Arranger）の法的責任につき争われた近時の裁判例を検討することで、わが国におけるシ・ローンのさらなる発展のための手掛かりを得ることを目的とする。

シ・ローンとは、複数の金融機関が協調して同一の借入人に対して融資を行うための手法をいう。ここでは、単なる協調融資とは異なり、一方で複数の金融機関が借入人に対して個別に融資契約を締結し、他方で統一的な行動や公平な処理のための全体の仕組みを契約によって定めている。そのため、融資契約の締結時やその後の調整などを行う者が必要となり、実務上、とりまとめを行う金融機関が設定される。そのような金融機関をシ・ローンにおけるアレンジャーという。

シ・ローンでは、貸付額や貸付枠を除く主要条件（貸付条件、貸付実行日、返済日、利息等）を揃えた上で、借入人と貸付人となる複数金融機関との間で個別に金銭消費貸借契約が締結される。そのため、シ・ローン全体を取りまとめるアレンジャーが必要となる。ただ、アレンジャーは、借入人との間ではシ・ローンを組成するにあたって委任または準委任の関係となるものの、各貸付人との間には特段の契約関係は発生しないとされている。

つまり、アレンジャーは、借入人との間でシ・ローンの主要条件につき協議し、借入人の意向に沿って借入人に関する情報等をもとに参加金融機関を招聘するなど、シ・ローンの組成に向けて尽力する役割を負う。参加を検討している金融機関は、適宜必要と判断する情報の追加開示を求めるなどした上で、アレンジャーより伝達された情報をもとに、自己の責任でシ・ローンへの参加を決定することが求められる。

もともと、わが国においては、アレンジャーを務める金融機関が借入人のメインバンクとして、シ・ローン組成以前に取引実績・関連情報を有していることが多い。かかる状況下でシ・ローンが組成されると、アレンジャーであり貸付人でもある金融機関と他の参加金融機関との間で情報の非対称性が発生することとなる。

このように、シ・ローンにおけるアレンジャーは、日ごろの与信管理によって培われた情報保有者、いわば「利益相反情報の塊」である可能性が高い。そのため、守秘義務と情報提供義務、換言すればシ・ローン契約における個別独立性の確保とシンジケート団の公平性・団体性の確保との間で、アレンジャーが板挟みになっていることが情報提供にかかる問題を複雑にさせている。

本研究では、かかる問題意識をもとにアレンジャーに関する裁判例を素材として、シ・ローンにおけるアレンジャーの法的責任につき考察する。